

2015 年 10 月 26 日

紛争処理システムの改革

相澤英孝

1. 問題意識

TPP で明らかなように、知的財産もグローバル化の中にある。そこで、日本の裁判官や弁護士個人の資質は高く、その職業的意識も高いにも関わらず、知的財産を経営の中核にしている企業は、日本の企業も含めて、日本での紛争処理を選択していないし、日本の特許出願も減っている。これは、日本の紛争処理システムが十分に機能していないことを表している。

2. 解決のための出発点

TPP は今後の国際経済の基本的なルールとなるが、これは出発点であり、終点ではない。日本は、知的財産を利用して経済成長を図って行かなければならないのであり、TPP のミニマム・スタンダードで十分ではなく、TPP プラスを考えていかなければならない。

3. 損害賠償の充実

TPP のミニマム・スタンダードでは、商標と著作権について、法定損害賠償あるいは追加的損害賠償を認める義務が課されているに過ぎない。これを満足する法改正では、不十分である。第一歩として、特許についても、法定損害賠償および追加的損害賠償を認めることによって、日本の知的財産戦略を明確にすることができ、日本における投資を促進するばかりではなく、これからの国際交渉における日本の外交方針も各国に伝えることができる。

4. 知的財産権の制限

日本における権利の制限についても、触れられることがある。その中で、米国における議論が参照されることがある。しかしながら、米国における権利の保護は、日本に比べて遥かに充実しているのであり、そのことから来る弊害の是正の議論は日本には当てはまらない。新興国や発展途上国は、独占禁止法などの国内的措置や環境関連の条約交渉により、先進国の技術開発の成果を利用しようとしているのであり、政策当局(公正取引委員会も含めて)は、このような国際情勢を踏まえて、政策決定しなければならない。

5. 改革への時間

21 世紀を迎えて、経済の進展速度も著しい。日本の知財戦略における制度改革も、「慎重に」などということを行っている時間ではなく、早急な制度改善を図らなければ、国際競争に残されることになる。